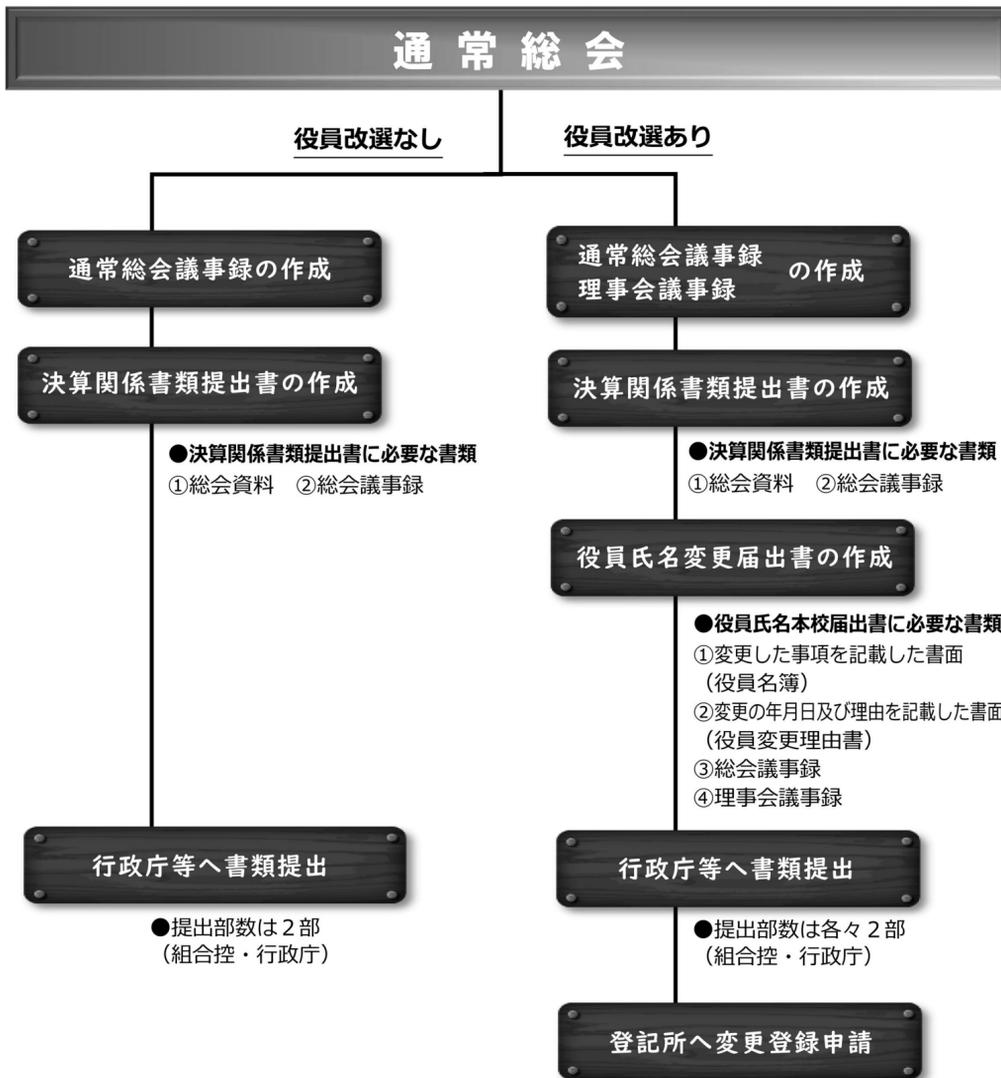


コロナ禍でも対応を

★★★★★ 通常総会終了後の流れ ★★★★★



Q6 理事会議事録に記載しなければならない項目は？

- A** 商店街振興組合法施行規則第10条に
- ①理事会開催日時及び場所
 - ②議事の経過の要領及びその結果
 - ③決議事項について特別の利害関係を有する理事があるときはその氏名
 - ④出席した理事又は監事、組合員の氏名
 - ⑤理事会の議長の氏名等と規定されています。

書式例③参照

書式例③

〇〇〇〇組合理事会議事録

1. 招集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
招集手続は、理事全員の同意があり省略する。(同意がある場合)
2. 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 開催場所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
「〇〇〇〇会館 会議室」
4. 理事総数 〇〇人
5. 出席理事数 〇〇人(内訳:本人出席〇〇人、書面出席〇〇人)
6. 出席理事の氏名 (本人出席) 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
(書面出席) 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
7. 監事総数 〇〇人
8. 出席監事数 〇〇人(出席監事がいる場合)
出席監事はいない(出席監事がいらない場合)
9. 出席監事の氏名 (本人出席) 〇〇〇〇(出席監事がいる場合)
出席監事はいない(出席監事がいらない場合)
10. 出席組合員の氏名 〇〇〇〇(出席組合員がいる場合)
出席組合員はいない(出席組合員がいらない場合)
11. 議長の氏名 〇〇〇〇
12. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 〇〇〇〇(該当理事がいる場合)
該当する理事はいない(いない場合)
13. 議事の経過の要領及びその結果
定刻に至り〇〇〇〇議長席につき理事会開会を宣し、ただちに議事に入った。
第1号議案 代表理事(理事長)、副理事長及び専務理事選任の件
互選の結果、次の者が代表理事(理事長)、副理事長及び専務理事に選任され、それぞれ就任を承諾した。

代表理事 (代表理事) 〇〇〇〇
副理事長 (第1順位) 〇〇〇〇
副理事長 (第2順位) 〇〇〇〇
副理事長 (第3順位) 〇〇〇〇
専務理事 〇〇〇〇

第2号議案 組合事務所移転の件
議長から、本組合の事務所を令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって下記に移転する旨を議場に
はかったところ全員異議なく可決決定した。

事務所 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

以上をもって議案の審議が終了したので、議長は閉会を告げ散会した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇商店街振興組合理事会

議長理事 〇〇〇〇〇 出席理事 〇〇〇〇〇
出席理事 〇〇〇〇〇 出席理事 〇〇〇〇〇
出席理事 〇〇〇〇〇 出席理事 〇〇〇〇〇

以下出席理事全員が記名押印

書式例④

新役員名簿

〇〇〇〇〇商店街振興組合

役名	氏名	住所 電話番号	法人名及び 員外別	就任年月日	役名	氏名	住所 電話番号
代表理事 (理事長)	〇〇〇〇	東京都 〇〇〇〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇南 代表取締役	令和〇〇年 〇月〇日就任	代表理事 (理事長)	〇〇〇〇	東京都 〇〇〇〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
副理事長 (第一順位)	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇商店 代表取締役	*	副理事長 (第一順位)	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
副理事長 (第二順位)	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	個人	*	副理事長 (第二順位)	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇商店 代表取締役	*	理事	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
*	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	員外	*	*	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
*	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇商店 代表取締役	*	*	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	個人	*	監事	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
*	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	*	*	*	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

変更年月日及び理由書

1. 変更年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 変更理由 任期満了による改選

Q7 役員氏名変更届出書に必要な書類は？

- A** ①変更した事項を記載した書面(役員名簿)
②変更した年月日及び理由を記載した書面(役員変更理由書)
③総会議事録 ④理事会議事録
の4つとなります。

書式例④参照

Q8 行政庁へはいつまでに提出しなければなりませんか？

A 法の規定により総会開催後2週間以内に決算関係書類(商店街振興組合法第82条)及び役員氏名変更届出書(商店街振興組合法第45条)を所管の行政庁へ提出しなければなりません。

Q9 変更登記しなければならない事項とは？

- A** ①代表理事(同じ人が就任した場合も登記が必要です!)
②組合の名称 ③組合の地区 ④組合の事業
⑤事務所の所在地 等が変更になった場合は変更が生じたときから2週間以内に登記が必要となります。定款変更により役員の数を変更した場合は、登記の必要はありませんのでご注意ください。

TEL:03-3542-0231
Mail:webmaster@toshinren.or.jp